

愛西市立永和中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

すべての生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- ・ 学校の最重点目標の一つとして、いじめをさせない、いじめを見過ごさないことを掲げ、組織的に取り組む。
- ・ 生徒の豊かな情操と道徳心を培うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ 保護者並びに関係諸機関との連携を図りつつ、さらに校内では生徒会を中心として、いじめ防止を呼び掛ける。
- ・ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権集会を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ①生徒対象いじめアンケート調査（５月、９月、１１月、１月）
- ②クレペリン検査（４月）
- ③ハイパーＱ－Ｕ調査（５月）

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

①スクールカウンセラーの活用

②生徒個々との教育相談（５月、１０月、１月）

(ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ 情報通信機器を通じて行われるいじめに対する対策

インターネットや携帯電話等、情報通信機器によるいじめやいやがらせを未然に防止するために、学校は、専門家による情報モラル講習会を実施し、生徒及び保護者への啓発を行う。また、教職員の意識向上を図るため日頃から情報提供を行うものとする。

(２) いじめ防止等に関する措置

ア 「専門指導部会」「いじめ・不登校対策委員会」の開催

いじめの対応や防止等を含め、生徒指導全般にわたり協議する「専門指導部会」を設置する。さらに、全職員参加による「いじめ・不登校対策委員会」にて共通理解を図る。

<構成員>

「専門指導部会」

教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー

「いじめ・不登校対策委員会」

全職員

<活 動>

①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

②いじめ防止に関すること

③いじめ事案に対する対応に関すること

④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

<開 催>

「専門指導部会」

週１回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

「いじめ・不登校対策委員会」

原則として年４回（５月、１０月、１２月、２月）の開催とする。

イ いじめに対する措置

- ・ いじめに係る相談を受けた場合はすみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、

いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- ・ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間の保護措置等を講ずる。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、愛西市教育委員会及び津島警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、愛西市教育委員会に速やかに報告する。

イ 愛西市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ 調査結果をふまえた必要かつ有効な措置をとる。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠ぺいせずいじめの事実把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に事項の取り組みを評価する。

- ・ いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- ・ いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。